

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付申請に対する不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和5年3月24日付けで行った手帳の交付申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法又は不当を主張し、その取消しを求めている。

令和4年11月に〇〇保健所出張所窓口の担当者に申請方法を説明してもらい、その説明の通りの書類を用意して、令和5年1月4日に〇〇に申請書を提出した。令和4年12月23日に本件クリニックで本件診断書を作成してもらう際には、診断結果から手帳交付に値すると説明された。本件申請の際にも提出書類を確認されてから受理された。それらの手続を経て申請したにもかかわらず不承認とされたことが不服である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 6月 6日	諮問
令和6年 8月 16日	審議（第91回第3部会）
令和6年 9月 17日	審議（第92回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）

45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨規定している。

法45条2項で定める精神障害の状態については、同項により政令に委任されているところ、これを受けて精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令6条1項は、同条3項に規定する障害等級に該当する程度のものとする旨規定し、同項において、障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の障害の状態を別紙2の表のとおり規定している。

(2) 障害等級の判定については、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」（平成7年9月12日健医発第1133号厚生省保健医療局長通知。以下「判定基準」という。）及び「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準の運用に当たって留意すべき事項について」（平成7年9月12日健医精発第46号厚生省保健医療局精神保健課長通知。以下「留意事項」といい、判定基準と併せて「判定基準等」という。）により、精神疾患（機能障害）の状態及び能力障害（活動制限）の状態が重要な判断資料となることから、「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」の二つの要素を勘案して「総合判定」すべきものとされている。

(3) 法45条1項の規定を受けた精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）23条2項1号によれば、手帳の交付申請は、医師の診断書（初めて医師の診療を受けた日

から起算して六月を経過した日以後における診断書に限る。)を添えて行うこととされているところ、判定に必要な情報は、同診断書から得るものとされていることから(留意事項1)、上記「総合判定」は、同診断書の記載内容全般に基づき、客観的になされるべきものと解される。

- (4) 法45条各項の規定により都道府県知事が行う事務は、地方自治法2条8項の自治事務であるところ、判定基準、留意事項等の各定めは、手帳の交付申請に対応する事務に関する同法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言(いわゆるガイドライン)に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものと認められる。

2 本件処分について

(1) 精神疾患の存在について

本件診断書の「1 病名」欄及び「3 発病から現在までの病歴及び治療内容等」欄の記載内容から、請求人は、主たる精神疾患として「広汎性発達障害 ICDコード(F84.0)」、従たる精神疾患として「多動性障害 ICDコード(F90.0)」を有することが認められる(別紙1・1及び3)。

(2) 精神疾患(機能障害)の状態について

ア 留意事項によれば、精神疾患の種類を問わず精神疾患(機能障害)の状態の判定については、「精神疾患の原因は多種であり、かつ、その症状は、同一原因であっても多様である。したがって、精神疾患(機能障害)の状態の判定に当たっては現症及び予後の判定を第1とし、次に原因及び経過を考慮する」とされており(留意事項2・(1))、さらに「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮」し(同・(2))、「長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする」とされている(同・(3))。

そして、手帳の障害等級の判定に必要な情報は医師の診断書から得るものであるが、法施行規則23条2項1号によれば、医師の診断書は初めて医師の診療を受けた日から起算して六月を経過した日以後における診断書に限るとされている(1・(3))。

イ これを本件についてみると、本件診断書によれば、請求人は、推定発病時期が平成28年7月頃で、「幼少時から、社会的コミュニケーションおよび対人的相互反応の不全～障害がみられた。固執、

知覚過敏も、次第に日常生活～集団生活が困難となった。幼稚園入園後、症状は多動、衝動も加わり、症状が固まってきている。」と記載されている。「現在の病状、状態像等」の欄には、精神運動興奮及び昏迷の状態（興奮・拒絶）、情動及び行動の障害（暴力・衝動行為、多動、その他(不注意))、広汎性発達障害関連症状（相互的な社会関係の質的障害、コミュニケーションのパターンにおける質的障害、限定した常同的で反復的な関心と活動、その他(知覚過敏)と、「現在の病状、状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」の欄には、「現在、幼稚園の年長組。不注意、多動、コミュニケーション障害、共感性、固執、かんしゃく発作、集団不適應。」と、検査所見として、「WISC—IV（R4.5.11）、FSIQ80、VCI80、PRI89、WMI73、PSI94」と記載されている。

以上の記載からすれば、請求人は広汎性発達障害を有し、幼少期から社会的コミュニケーション及び対人的相互反応の障害を認め、幼稚園入園後より多動、衝動も出現するようになったと読み取れるものの、本件診断書には初診日が令和4年6月28日である旨の記載があるから（別紙1・1ないし5）、本件診断書の発行日時点（同年12月23日）において請求人の精神疾患(機能障害)の判断を行うことは適切ではない（上記ア）。

したがって、請求人の精神疾患(機能障害)は、本件診断書の発行日時点で初診日から6か月以上経過していないから判定を行うことができないため、障害等級非該当と判断するのが相当である。

(3) 能力障害（活動制限）の状態について

ア 留意事項によれば、能力障害（活動制限）の状態の判定は、「保護的な環境（例えば、病院に入院しているような状態）ではなく、例えば、アパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定するものである。」とされている（留意事項3・(1)）。判定に当たっては、「現時点の状態のみでなく、おおむね過去の2年間の状態、あるいは、おおむね今後2年間に予想される状態も考慮する。」とされ（同・(2)）、その判断は、「治療が行われていない状態で」行うことは「適当ではな」く、「十分に長期間の薬物治療下における状態で行うことを原則とする。」とされている（同・(3)）。

そして、手帳の障害等級の判定に必要な情報は医師の診断書から得るものであるが、法施行規則23条2項1号によれば、医師の診断書は初めて医師の診療を受けた日から起算して六月を経過した日以後における診断書に限るとされている（1・(3)）。

イ これを本件についてみると、上記(2)・イで述べたとおり、本件診断書の発行日時点における初診時からの継続治療は6か月未満である。

したがって、請求人の能力障害(活動制限)の状態は、本件診断書の発行日時点で初診日から6か月以上経過していないから判定を行うことができないため、障害等級非該当と判断するのが相当である。

(4) 総合判定

上記(2)及び(3)のとおり、請求人の精神障害の程度は、本件診断書の発行日時点で初診日から6か月以上経過しておらず、判定を行うことができないため、障害等級非該当と判断するのが相当であるから、本件処分には違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張について

請求人は上記第3のことから、本件処分の違法又は不当を主張している。

しかし、障害等級の認定に係る総合判定は、上記1・(3)のとおり申請時に提出された診断書の記載内容全般に基づき客観的になされるべきものであるところ、本件診断書は、初診日から6か月以上経過した後で作成されたものではなく、手帳の障害等級の判定に用いることができないため、請求人については障害等級非該当と判断するのが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用することができない。

なお、請求人は、治療を継続して6か月を経過した後で作成された診断書を添付の上、処分庁に対して改めて手帳の交付申請を行うことが可能である。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田 攝子、青木 淳一、澄川 洋子

別紙1 及び別紙2 (略)